

平成28年度鍼灸等研究費研究成果 要約

| | |
|------------|---|
| 研究課題名 | 大都市圏の柔道整復施術所における鍼灸療法およびあん摩マッサージ指圧療法の実態に関する調査研究 |
| 班長 氏名/所属機関 | 矢野 忠 明治国際医療大学鍼灸学部 明治東洋医学院専門学校教員養成学科 |
| 班員 氏名/所属機関 | 安野富美子 東京有明医療大学保健医療学部 藤井亮輔 筑波技術大学保健科学部 近藤 宏 筑波技術大学保健科学部 鍋田智之 森ノ宮医療大学保健医療学部 |
| 成果 | 6割以上の鍼灸柔道整復施術所及び柔道整復施術所で、あま指療法、鍼灸療法、カイロ・整体術、リセクゼーションを適宜導入し、治療の幅を広げ、患者満足度を高めて、収益を上げる経営が展開されていた。しかしながら施術料収益に対する不満が7割以上、経営状態が苦しいが6割弱であり、将来の経営への不安を抱いている施術所は8割5分と極めて高い割合を示した。こうした現状は、柔道整復業、あはき業、リラクゼーション業の競合を示唆するものであり、業の将来への不安を煽る要因となっていると考えられた。 |
| 1. 目的 | 柔道整復施術所及び鍼灸柔道整復施術所での鍼灸療法、あん摩マッサージ療法等の実態に関する調査は皆無であることから、本調査は第一段階として大都市圏で開業している柔道整復施術所を調査対象に、そこで行われている業務の実態を明らかにし、柔道整復業、鍼灸業、鍼灸マッサージ業それぞれの業が健全な発展を期すための対策や戦略を構想するうえでの基礎資料に資することを目的とする。 |
| 2. 内容 | <p>【調査方法】</p> <p>1) 対象の抽出方法：東京都と大阪府で開設している柔道整復施術所を統計調査センター株式会社「iタウンページ整形ソフト」(Ver, 3.03)を使用して、「柔道整復」「整骨院」を検索ワードで検索した。検索日は、2016年11月1日とした。なお、検索結果はExcel形式に保存し、手作業で重複データの削除を行い、対象のデータベースを作成した。</p> <p>2) 調査票の作成：調査票の内容は、①施術所の開設者(代表)の基礎情報(性別・年齢・資格)、②施術所の基礎情報(施術所の形態・開設年限・柔整以外の施術の種類)、③施術者の雇用について(雇用の有無、雇用している施術者の人数・資格)、④1日の施術別の受療者数と料金、⑤柔道整復以外の施術を取り入れた理由とその効果(効果については受療者数と収益)、⑥現在の収入に対する満足度、⑦経営状態について、⑧今後の経営に対する不安について、とした。これらの項目で調査票「柔道整復施術所業態アンケート」を作成した。</p> <p>3) 調査実施日：平成29年1月23日に対象施術所に郵送し、回収期間を3週間、2月10日を締め切りとした。調査対象施術所には①調査票、②調査研究へのご協</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>力のお願い、③返信用封筒を同封して発送した。</p> <p>4) 調査の委託：調査票の発送・回収、データ入力等は中央調査社に委託した。</p> <p>5) 集計とデータ処理：各項目については単純集計とし、必要に応じてクロス集計を行った。また、必要な項目については95%信頼区間(95%CI)を求めた。</p> <p>6) 倫理的配慮と利益相反：本調査研究を行うにあたり、本学倫理委員会の承認(承認番号 第.28-013)を得て行った。なお、本研究には開示すべき利益相反(COI)関係にある企業などはない。</p> |
| <p>3. 成果/考察</p> | <p>【結果】</p> <p>1) 回収率：2,367か所を調査対象としたが、未回収数1,891件、回収数476件で、回収率は20.1%であった。</p> <p>2) 施術所の現在の形態：柔道整復施術所は36.7%(171か所)に対して鍼灸柔道整復施術所は62/9%(219か所)であった。</p> <p>3) 開設者の資格：柔道整復師の資格97%(452人)、鍼灸師の58.6%(273人)でダブルライセンスを所有している開設者は大凡58%、6割近く存在することが示唆された。</p> <p>4) 雇用している施術者：柔道整復師52.6%(245人)、鍼灸師37.1%(173人)、施術者補助(専門学校の学生などの無資格者)18.9%(88人)、あま指師13.9%(65人)であった。一方、雇用していないと回答した開設者は32.8%(153人)と3割弱を占めた。なお、雇用している施術者数では、いずれの資格者も1人雇用が最も多かったが、2人以上は柔道整復師、鍼灸師で多かった。</p> <p>5) 現在、施術所で行っている柔道整復術以外の療法：最も多かったのは鍼灸療法で67%(312か所)、次いでカイロ・整体術で45.1%(210か所)と続き、あま指療法は27.5%(128か所)、リラクゼーションは18.2%(85か所)であった。</p> <p>5) 昨日の受療者(患者)数：一日の患者数の中央値は、柔道整復術20人、鍼灸療法5人、カイロ・整体術5人であった。</p> <p>6) 各種療法の1回当たりの施術料：中央値で最も低かったのは柔道整復術500円に対して、他の療法の中央値は1,500円以上であった。なお、鍼灸療法が1,500円に対してあま指が2,080円、カイロ・整体術が3,000円、リラクゼーションが2,160円であり、鍼灸療法が最も低かった。</p> <p>7) 新たに導入した療法：最も多かったのはカイロプラクティック・整体術が117か所、柔道整復術94か所、鍼灸療法80か所、アロマセラピーや手ものみなどのリラクゼーション47か所の順であった。</p> <p>8) 新たに導入した療法の理由：「患者(受療者)の要望」で最も多かったのはあま指療法(40.8%)で、次いでリラクゼーション(31.9%)、「治療の幅を広げたかった」で最も多かったのはカイロ・整体術(58.1%)、次いで鍼灸療法(43.8%)であった。</p> |

9) 新たに導入した療法等の効果：収益の観点から最も多かったのはリラクゼーション(48.9%)であった。受療者数の変化で「増えた」と評価した療法は、あま指療法(38.9%)以外はいずれも50%以上(53.8~56.9%)であり、最も多かったのは鍼灸療法であった。しかし、その差は僅差であった。

10) 現在の施術料収入に対する満足度：「おおいに満足」1.7%(8か所)、「まあ満足である」13.7%(64か所)で満足している施術所は15.5%(72か所)であった。一方、「あまり満足していない」33.7%(157か所)、「まったく満足していない」41.8%(195か所)で、満足していない施術所は75.5%(352か所)で7割以上であった。

11) 今後の経営に対する不安：「おおいに不安を感じている」58.2%(271か所)で最も多く、次いで「まあ感じている」27.3%(127か所)であり、不安を感じている施術所は85.4%(398か所)であった。一方、経営に不安をまったく感じていない施術所は2.4%(11か所)と極めて少なく、「あまり感じていない」と合せた経営に不安を感じていない施術所は10.7%(50か所)と1割強に過ぎなかった。

【考察とまとめ】

調査の結果、6割以上の施術所では柔道整復術以外にあま指療法、鍼灸療法、カイロ・整体術、リセクゼーションを適宜導入し、治療の幅を広げ、患者満足度を高めて、収益を上げる経営が展開されていた。しかしながら、施術料収益に対する不満が7割以上、経営状態が苦しいが6割弱であり、将来の経営への不安を抱いている施術所は8割5分と極めて高い割合を示した。このように柔道整復業において、本業以外に鍼灸療法、カイロ・整体術、リセクゼーションなどの療法が何時頃から取り入れ始められたのかは不明であるが、本調査では開業20年未満で7割近くを占めていたことから柔道整復師養成施設が増え始めたことと関係している可能性が高いと考えられた。養成施設認可が行われていなかった1992年(平成4年)と直近の2014年(平成26年)と比較すると柔道整復師は2.6倍に、柔道整復施術所は2.5倍に増えた。このように柔道整復師及び柔道整復施術所が過剰に増えたことによる経営の激化が主要因と思われる。すなわち、本務の捻挫・打撲・捻挫・骨折の急性症状に対する施術だけでは受療者獲得が困難なことから柔道整復術以外の療法を取り入れることで、治療の幅を広げ、患者満足度を高めて受療者獲得を展開したものと思われる。特に治療の幅を広げるために柔整師自ら鍼灸師の免許を取得し、あるいはカイロ・整体術の技術を修得し、また鍼灸師、あま指師等を雇用したものと思われる。

しかしながら、こうした経営努力を行っても、将来に対する不安は非常に高いのは、療養費の不正請求に対する社会的批判、療養費支給の厳格化、更に柔道整復師の増加による競争の激化、柔道整復業とあはき業やリラクゼーション業との競合といった柔道整復業を取り巻く環境の変化によるものと考えられた。

このように柔道整復業は、色々な業との競合関係にある。これらの業が互いに競い合い、受療者の奪い合いを行っている状況にあることが示唆された。現に鍼灸療法の受療者の 53.4%が、あま指療法の 22%が柔整整復施術所や鍼灸柔道整復施術所で行われている。こうした競合した状況を「見えない神の手」にゆだね、放置しておくことは、それぞれの業が健全に発展していくうえで決して望ましいことではない。それは、ともすれば医療の質の低下を招くことに繋がるからである。ではどうすればよいのか、である。その一つが、それはそれぞれの業団、関連教育団体、担当の行政が現状を直視し、これからの業の在り方を考え、そのうえで相互に情報交流と将来ビジョンを論ずることではなかろうか。いずれにしても競争激化を放置しておくことだけは避けねばならない。